

②遺族年金特約制度

＜年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】＞

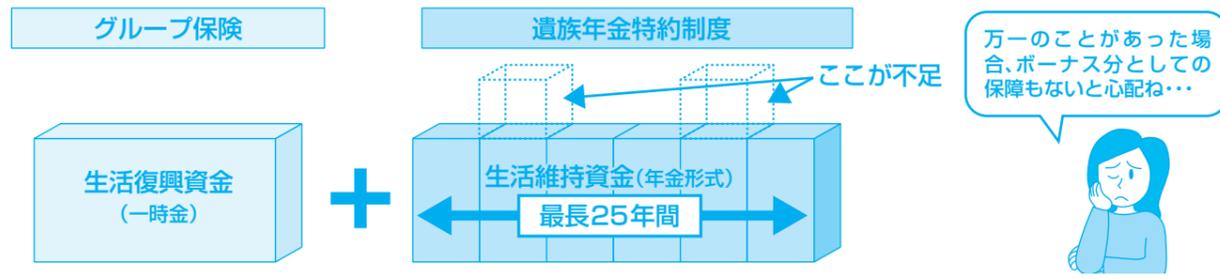
意向確認【ご加入前のご確認】 遺族年金特約制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 制度の特長**
- Point 1** 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
 - Point 2** 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。
 - Point 3** 退職後75歳まで継続可能です。

制度改定！ 昨年度、遺族年金特約制度にボーナスコースを導入しました！

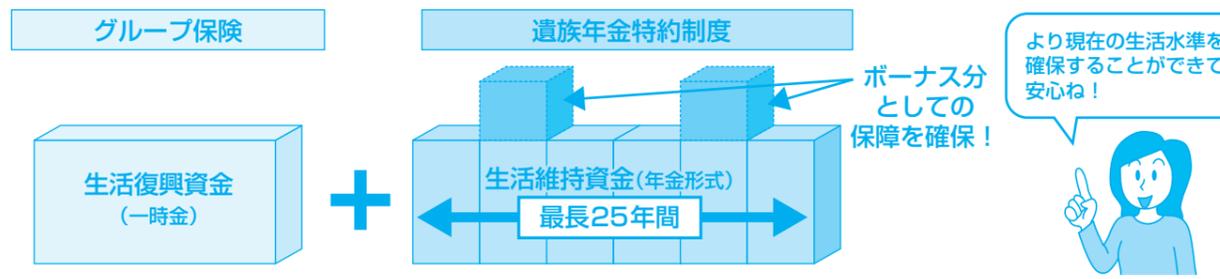
＜これまでの保障内容＞

組合員に万一(死亡・高度障害)のことがあった場合、グループ保険で生活復興資金(生活を立て直すための資金)をお支払いし、遺族年金特約制度で生活維持資金(生活を維持するための資金)を年金形式でお支払いします。一方で、現在の生活水準を維持するためには、月々の保障とあわせてボーナス分としての保障も必要。



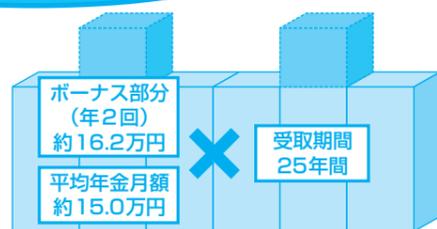
＜制度改定後の保障内容＞

月々の保障とあわせて、ボーナス分としての保障も確保可能。ボーナスコースの加入により、組合員に万一(死亡・高度障害)のことがあった場合、より現在の収入サイクルと生活水準を維持するための保障の確保が可能。



＜例＞41～45歳男性(本人の場合)
組合員が万一(死亡・高度障害)の場合、本人や残されたご家族には...

W(ワイド)1コース



年金総受取金額 約5,311万円

年金原資合計 4,720万円

特長

- 1 家族構成にあわせて保障期間を選択いただくことが可能です。
- 2 高齢化・晩婚化への対応が可能で、長期にわたる保障が得られます。
- 3 退職後も75歳まで継続可能です。

41歳以上の方はW(ワイド)1コースを選択いただけます。

※W(ワイド)1コースはS(サポート)1コースより受取期間が5年長いコースです。

【ボーナスコース】

＜本人＞W(ワイド) 1コース (死亡・高度障害のとき)

受取期間＝年齢に応じた期間

年齢	受取期間	初年度受取額(月額)	平均受取額(月額)	最終受取額(月額)	月額部分年金原資(死亡・高度障害保険金)	平均受取額(ボーナス部分)	ボーナス部分年金原資(死亡・高度障害保険金)	年金総受取額	月額掛金		半年払掛金	
									男性	女性	男性	女性
41～45歳 (1979.7.2～1984.7.1)	25年	約11.0万円	約15.0万円	約18.9万円	4,000万円	約16.2万円	720万円	約5.311万円	4,600円	3,520円	4,867円	3,722円
46～50 (1974.7.2～1979.7.1)	20	11.3	14.5	17.8	3,200	15.7	577	4,134	5,376	4,096	5,701	4,345
51～55 (1969.7.2～1974.7.1)	15	11.2	13.6	15.9	2,300	14.7	414	2,891	5,888	4,117	6,231	4,359
56～60 (1964.7.2～1969.7.1)	10	11.4	12.9	14.5	1,500	14.0	271	1,837	5,835	3,570	6,198	3,791
61～65 (1959.7.2～1964.7.1)	10	11.4	12.9	14.5	1,500	14.0	271	1,837	9,135	4,845	9,705	5,146

＜本人＞S(サポート) 1コース (死亡・高度障害のとき)

受取期間＝年齢に応じた期間

年齢	受取期間	初年度受取額(月額)	平均受取額(月額)	最終受取額(月額)	月額部分年金原資(死亡・高度障害保険金)	平均受取額(ボーナス部分)	ボーナス部分年金原資(死亡・高度障害保険金)	年金総受取額	月額掛金		半年払掛金	
									男性	女性	男性	女性
16～35歳 (1989.7.2～2009.7.1)	25年	約11.0万円	約15.0万円	約18.9万円	4,000万円	約16.2万円	720万円	約5.311万円	2,680円	1,760円	2,837円	1,865円
36～40 (1984.7.2～1989.7.1)	25	11.0	15.0	18.9	4,000	16.2	720	5,311	3,400	2,920	3,600	3,089
41～45 (1979.7.2～1984.7.1)	20	11.3	14.5	17.8	3,200	15.7	577	4,134	3,680	2,816	3,901	2,983
46～50 (1974.7.2～1979.7.1)	15	11.2	13.6	15.9	2,300	14.7	414	2,891	3,864	2,944	4,090	3,117
51～55 (1969.7.2～1974.7.1)	10	11.4	12.9	14.5	1,500	14.0	271	1,837	3,840	2,685	4,079	2,854
56～60 (1964.7.2～1969.7.1)	5	11.6	12.2	12.9	730	13.3	132	870	2,840	1,737	3,019	1,847
61～65 (1959.7.2～1964.7.1)	5	11.6	12.2	12.9	730	13.3	132	870	4,446	2,358	4,727	2,507

＜本人＞H1コース (死亡・高度障害のとき)

受取期間＝10年

年齢	受取期間	初年度受取額(月額)	平均受取額(月額)	最終受取額(月額)	月額部分年金原資(死亡・高度障害保険金)	平均受取額(ボーナス部分)	ボーナス部分年金原資(死亡・高度障害保険金)	年金総受取額	月額掛金		半年払掛金	
									男性	女性	男性	女性
16～35歳 (1989.7.2～2009.7.1)	年	約 万円	約 万円	約 万円	万円	約 万円	万円	約 万円	670円	440円	1,970円	1,295円
36～40 (1984.7.2～1989.7.1)									850	730	2,500	2,145
41～45 (1979.7.2～1984.7.1)	10	7.6	8.6	9.6	1,000	25.9	500	1,555	1,150	880	3,380	2,585
46～50 (1974.7.2～1979.7.1)									1,680	1,280	4,940	3,765
51～55 (1969.7.2～1974.7.1)									2,560	1,790	7,525	5,265
56～60 (1964.7.2～1969.7.1)									3,890	2,380	11,435	6,995
61～65 (1959.7.2～1964.7.1)									6,090	3,230	17,905	9,495

【月払のみコース】

＜本人＞W(ワイド) コース (死亡・高度障害のとき)

受取期間＝年齢に応じた期間

年齢	受取期間	初年度受取額(月額)	平均受取額(月額)	最終受取額(月額)	年金原資(死亡・高度障害保険金)	年金総受取額	月額掛金	
							男性	女性
41～45歳 (1979.7.2～1984.7.1)	25年	約 11.0万円	約 15.0万円	約 18.9万円	4,000万円	約 4,501万円	4,600円	3,520円
46～50 (1974.7.2～1979.7.1)	20	11.3	14.5	17.8	3,200	3,503	5,376	4,096
51～55 (1969.7.2～1974.7.1)	15	11.2	13.6	15.9	2,300	2,450	5,888	4,117
56～60 (1964.7.2～1969.7.1)	10	11.4	12.9	14.5	1,500	1,556	5,835	3,570
61～65 (1959.7.2～1964.7.1)	10	11.4	12.9	14.5	1,500	1,556	9,135	4,845

＜本人＞S(サポート) コース (死亡・高度障害のとき)

受取期間＝年齢に応じた期間

年齢	受取期間	初年度受取額(月額)	平均受取額(月額)	最終受取額(月額)	年金原資(死亡・高度障害保険金)	年金総受取額	月額掛金	
							男性	女性
16～35歳 (1989.7.2～2009.7.1)	25年	約 11.0万円	約 15.0万円	約 18.9万円	4,000万円	約 4,501万円	2,680円	1,760円
36～40 (1984.7.2～1989.7.1)	25	11.0	15.0	18.9	4,000	4,501	3,400	2,920
41～45 (1979.7.2～1984.7.1)	20	11.3	14.5	17.8	3,200	3,503	3,680	2,816
46～50 (1974.7.2～1979.7.1)	15	11.2	13.6	15.9	2,300	2,450	3,864	2,944
51～55 (1969.7.2～1974.7.1)	10	11.4	12.9	14.5	1,500	1,556	3,840	2,685
56～60 (1964.7.2～1969.7.1)	5	11.6	12.2	12.9	730	737	2,840	1,737
61～65 (1959.7.2～1964.7.1)	5	11.6	12.2	12.9	730	737	4,446	2,358

＜本人＞Hコース (死亡・高度障害のとき)

受取期間＝10年

年齢	受取期間	初年度受取額(月額)	平均受取額(月額)	最終受取額(月額)	年金原資(死亡・高度障害保険金)	年金総受取額	月額掛金	
							男性	女性
16～35歳 (1989.7.2～2009.7.1)	年	約 万円	約 万円	約 万円	万円	約 万円	670円	440円
36～40 (1984.7.2～1989.7.1)							850	730
41～45 (1979.7.2～1984.7.1)	10	約 7.6	8.6	9.6	1,000	1,037	1,150	880
46～50 (1974.7.2～1979.7.1)							1,680	1,280
51～55 (1969.7.2～1974.7.1)							2,560	1,790
56～60 (1964.7.2～1969.7.1)							3,890	2,380
61～65 (1959.7.2～1964.7.1)							6,090	3,230

＜配偶者＞690万円コース (死亡・高度障害のとき)

受取期間＝10年

年齢	受取期間	初年度受取額(月額)	平均受取額(月額)	最終受取額(月額)	年金原資(死亡・高度障害保険金)	年金総受取額	月額掛金	
							男性	女性
18～35歳 (1989.7.2～2007.7.1)	年	約 万円	約 万円	約 万円	万円	約 万円	462円	304円
36～40 (1984.7.2～1989.7.1)							587	504
41～45 (1979.7.2～1984.7.1)	10	5.2	5.9	6.6	690	715	794	607
46～50 (1974.7.2～1979.7.1)							1,159	883
51～55 (1969.7.2～1974.7.1)							1,766	1,235
56～60 (1964.7.2～1969.7.1)							2,684	1,642
61～65 (1959.7.2～1964.7.1)							4,202	2,229

・掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
 ・配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。配偶者の保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
 ・半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
 ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
 ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も、配偶者は同時に脱退となります。
 ・この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
 ・記載の年金額は、バンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
 ・実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。・本制度は愛知県学校生活協同組合が契約者となります。
 ・年齢は保険年齢です。1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
 ・(例) 保険年齢40歳＝2025年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
 ・記載の掛金は2024年1月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。
 ・なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変わるもしくは廃止となる場合があります。

遺族年金特約制度

P5-8